## ■ 住宅改修費の支給は、自宅でのよりよい暮らしのための制度です

要介護(要支援)の認定を受けられた方が、住まいの環境を整備することにより、暮らしの安全性を高め、体への負担を軽減するとともに、「できない」ことが「できる」ようになり、心身の状態が改善されるよう促すことを目的としています。自宅内への手すりの取り付けや、段差解消など、小規模な改修(上限20万円)を行ったとき、改修費用のうち9割を支給する制度です。

【例】10万円の改修を行った場合、9万円は介護保険から支給、1万円は自己負担となります。

#### ●住宅改修費の支給対象となる改修

	工 事 の 種 類	内 容 の 例
1	手すりの取り付け	●廊下、階段、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などへの手す りの取り付け
2	段差の解消	<ul><li>・廊下、便所、浴室、玄関など各室間の床の段差の解消</li><li>・玄関から道路までの通路などの段差または傾斜の解消</li></ul>
3	床材や通路面の変更	<ul><li>・畳から板製床材、ビニル床材などへの変更</li><li>・浴室床材をすべりにくい床材へ変更</li><li>・通路面をすべりにくい舗装材へ変更</li></ul>
4	扉の取り替え	<ul><li>・開き戸を引き戸・折戸・アコーディオンカーテンなどに取り替え</li><li>・扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置など</li></ul>
(5)	便器の取り替え	● 和式便器を洋式便器へ取り替え
6	その他①から⑤の改修に伴っ て必要となる工事	●手すり取り付けのための壁の下地補強工事 ● 便器の取り替えに伴う給排水設備工事(水洗化に係る工事は除く)など

<sup>※</sup>上記以外の住宅改修や新築などは対象外です。

## ●住宅改修は『事前申請』が必要です

支給を受ける場合、ケアマネジャーに相談し、住宅改修の工事をする前に理由書・見積書・見取り図・写真などの必要書類を添付して町に申請し、改修内容の審査を受ける必要があります。

町が要介護(要支援)認定者の心身の状況や住宅の状況などから、改修が必要と認めた場合に限り、 住宅改修費を支給します。

# ●支払方法は2つから選択できます

- ①償還払い申請者が、住宅改修にかかった費用の全額を事業者に支払った後、町から支給する9割分を受け取ることができます。
- ②受領委任払い 申請者が、住宅改修にかかった費用の1割を事業者に支払った後、残りの9割を、利用 者の委任に基づき、町から事業者に支払います。

#### **介護保険料は大切な財源です。納付期限までにお納めを ~安心で便利な口座振替を!~**

【お問い合わせ】本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(課直通)

<sup>※</sup>改修できる住宅は介護保険証の住所地に限られます。